

## 歩けるまちづくりを推進するための基本的な方針

金沢市並びに市民や事業者の皆さんが、歩けるまちづくりに取り組む際の基本となる方針を定めています。

### 1 歩く人にやさしい交通環境

#### ① 歩行者に配慮した交通環境の整備

道路形態及び地域の特性などに応じて、通過交通の抑制、カラー舗装化等による走行環境の改善、交通安全、公共交通の利便性向上など、歩く人にやさしい交通環境を整備していきます。



#### ② 歩行者に配慮した沿道等の周辺環境の整備

バリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮した歩行環境の確保、街並みの特徴を生かした道路修景など、沿道等の周辺環境の整備を通じ、歩けるまちづくりを推進します。

### 2 まちを歩く意識の醸成

#### ① 地域コミュニティの醸成

まちを歩くことにより、道を大切に、自らのまちを知り、まちへの愛着を深めることで、地域コミュニティの醸成を図っていきます。



#### ② 過度のマイカー依存生活からの転換

自動車中心から公共交通を活用した歩けるまちづくりへの意識醸成を図っていきます。

### 3 まちの回遊性の向上

#### ① 回遊性の向上

歩行者ネットワークの連続性確保など、歩行環境の向上を図るとともに、まちの賑わいを創出します。



#### ② 歩けるみち筋の指定

金沢のまちの風情と良さを身近に感じて歩くことができる道を「歩けるみち筋」として指定し、その整備に努めます。

金沢市は、歩けるまちづくり推進の  
取り組みを支援します。

お問い合わせは

金沢市歩ける環境推進課

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

TEL(076)220-2371 FAX(076)220-2048

E-mail arukeru@city.kanazawa.lg.jp

## 安全で快適に歩くことができるまちづくり

# 長町武家屋敷地区歩けるまちづくり

(平成20年10月14日協定締結)



金沢市は、金沢に住む人、訪れる人の誰もが、安全に、そして快適に歩けるまちづくりを推進しています。長町武家屋敷地区は、香林坊、片町等の商業地に隣接する利便性の高いまちなかの住宅地であると同時に、長町武家屋敷跡界隈を初めとする金沢特有の歴史と文化の彩りが随所に見られる地区でもあります。

このため、長町武家屋敷地区歩けるまちづくり協議会では、地区住民や地区を訪れる人々が、歴史の風格を感じさせるこのまちなみを、安心して、楽しく、快適に歩けるまちづくりを進める観点から、通過交通の抑制を柱とした歩けるまちづくり構想を策定し、金沢市と「長町武家屋敷地区歩けるまちづくり協定」を締結しました。今後は、構想の実現に向けて取り組むことで、「歴史を映す、美しい金沢が残る長町」にふさわしいまちづくりを目指します。

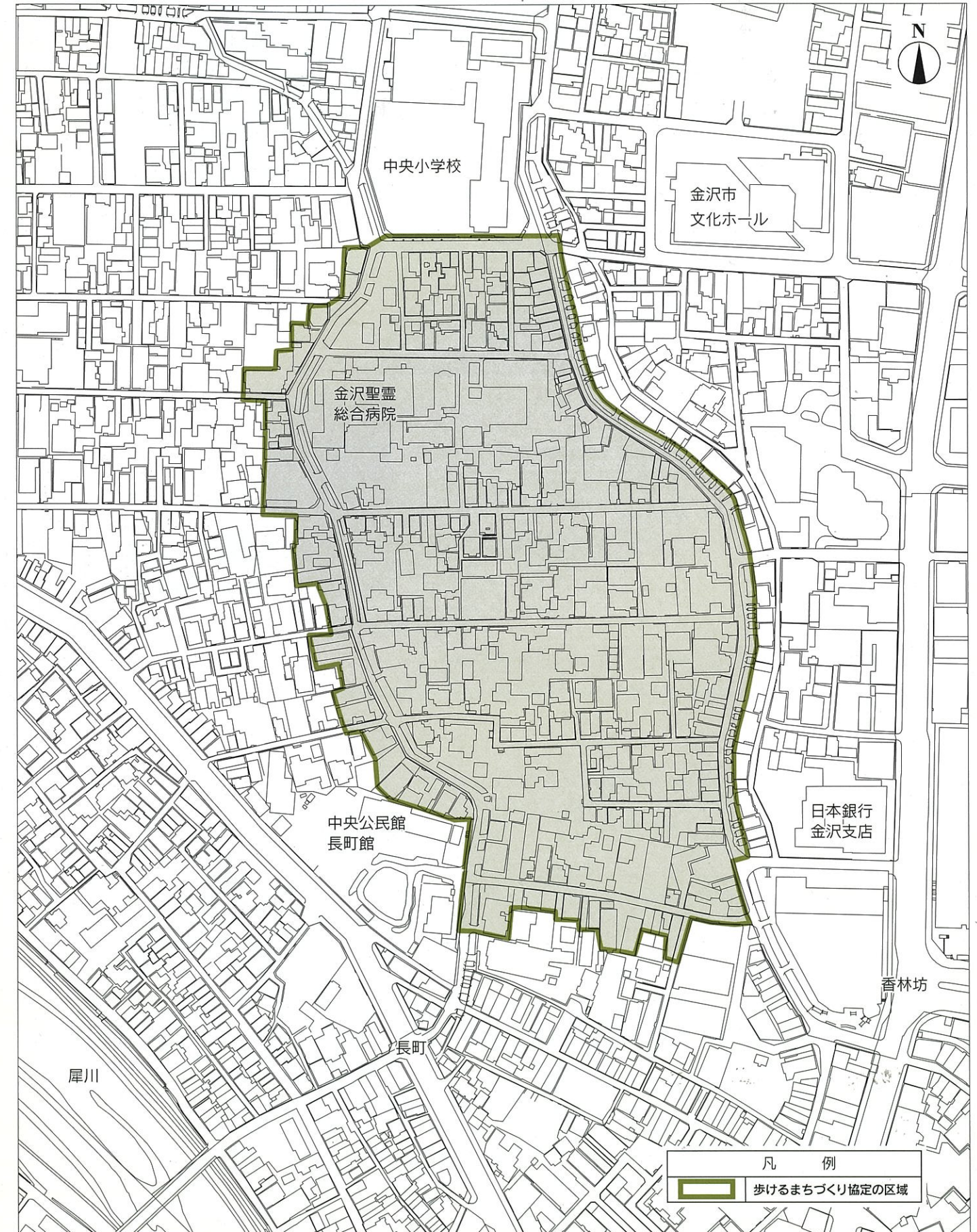
金沢市

安全で快適に歩くことができるまちづくりのために、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

長町武家屋敷地区歩けるまちづくり構想

|                              |   |
|------------------------------|---|
| 歩けるまちづくり構想の名称                | 長町武家屋敷地区歩けるまちづくり構想  |
| 歩けるまちづくり構想の対象となる区域           | 金沢市長町1丁目、長町2丁目、長町3丁目及び片町2丁目の各一部   |
| 歩けるまちづくり構想の対象となる区域の面積        | 約9.5ヘクタール   |
| 当該区域における交通環境の整備に関する事項        | <p>通過交通の抑制等による歩行者の歩行と自動車等の通行との調和に関する事項(自動車等の通行の制限、歩道の整備等)</p> <p>本地区は、香林坊、片町等の商業地に隣接する利便性の高いまちなかの居住地区であると同時に、長町武家屋敷跡界わいを初めとする金沢特有の歴史と文化の彩りが随所に見られる地区でもある。</p> <p>一方では、中心商業地に隣接する地区であるため、周辺の幹線道路から通過車両が区内細街路に相当数流入し、良好な生活環境の確保に重大な影響を及ぼしている。</p> <p>このため、地区住民や地区を訪れる人々が、歴史の風格を感じさせるこのまちなみを、安心して、楽しく、快適に歩くことができるようにこの地区のまちづくりを推進するため、地域周辺の生活道路環境を確保しつつ通過交通の抑制を行う。</p> <p>また、歩道への乗り上げ駐車が歩行者の安全の妨げとならないよう、一層の改善に努めるものとする。</p> |
|                              | <p>歩行環境の向上に関する事項(バリアフリー、道路標識の設置、コミュニティ空間の確保等)</p> <p>地区内の道路については、関係行政機関と協力しながら、バリアフリー化、コミュニティ空間の整備、道路標識や案内看板の設置など、快適な歩行空間づくりを目指すものとする。</p>  |
| 住民等の自主的な取組に係る歩行者の快適な歩行に関する事項 | <p>交通安全の啓発に関する事項(自主的な交通安全活動の実施、迷惑駐車の防止等)</p> <p>住民や事業者は、一人ひとりが積極的にまちを歩くことを心掛けることによって、まちに対する愛着を深めるよう意識醸成に努めるものとする。</p> <p>住民や事業者は、歩行者等に配慮した安全な自動車の運転に努めるとともに、交通安全・交通マナーの向上と併せ、細街路に木造建築物が密集する地区内の状況を踏まえ、防火・防災に関する意識向上等のための講習会などを実施し、自主的な地域の安全・安心等の取組の啓発に努めるものとする</p>  |
|                              | <p>まちなみと調和した道路空間の形成に関する事項(道路の美化又は緑化、冬期の除雪等)</p> <p>住民や事業者は、歩いて楽しめる道路空間づくりに向けて、沿道の美化・清掃活動に努めるものとする。</p> <p>特に、この地区を「くわえたばこ自粛のまち」とし、たばこのポイ捨てはもちろん、歩きながらの喫煙も原則禁止とすることに地域住民や観光客も一体となって取り組み、「歴史を映す、美しい金沢が残る長町」にふさわしいきれいなまちなみづくりを推進することと併せ、周辺地区も含めた美化意識の高揚を図る。</p> <p>また、この地区特有の用水や土塀の修景の保全に努め、落書きの防止や電線類地中化などにも地区を挙げて取り組む。</p> <p>冬期間の道路除雪については、融雪装置の設置を推進するとともに、住民や事業者を初め、雪かきボランティアなどと相互協力のもと、地域が主体となって取り組むものとする。</p>         |
| その他歩けるまちづくりを推進するために必要な事項     | <p>歩けるまちづくりを推進するため、住民や事業者を中心とした学習会や研究会を開催し、歩けるまちづくりに対する住民や事業者の意識の向上を図り、周辺地域と一体となったまちの活性化を目指すものとする。</p> <p>また、地域のまちなみや歴史、文化を愛する気持ちを高めるため、散策コースなどを記載した地域の名所マップを作成し、地域の良さを改めて知り、歩けるまちづくりの機運を高めていくこととする。</p> <p>さらに、住民や事業者は、極力マイカー利用を控え、移動手段として、新たに運行が予定されている金沢ふらっとバスを最大限に活用するとともに、公共交通機関の利用に努めるものとする。</p>  |

【長町武家屋敷地区歩けるまちづくり協定区域図】



地域の一部を通行規制し、交通量を減らします。  
 長町武家屋敷地区へは、金沢ふらっとバス等公共交通機関でお越しください。  
 歩きたばこ・ポイ捨てはご遠慮ください。